（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第七条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第八条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第六十号を第六十一号とし、第四十七号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

二十六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第十二条　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条第三項」に改める。

第六条第一項の表建築分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号から第三十五号までを四号ずつ繰り上げ、第三十六号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

第十六条第一項中第三十七号を第三十四号とし、第三十八号から第四十五号までを三号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十一条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第十二条　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の六第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条第三項」に改める。

第六条第一項の表建築分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正）

2　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「当該市」の下に「（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）」を「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」の下に「（平成四年法律第七十六号）」を加える。

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一種の項中「一一六、八〇〇円」を「一一六、九〇〇円」に、「一三九、六〇〇円」を「一三九、七〇〇円」に改める。

別表第四の二の一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の項中「一四、八〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同表の二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上の項中「一一、二〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改め、同表の三等陸尉以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上の項中「四、四〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表の三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下の項中「三、六〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四及び別表第四の二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎